署長　殿

生企発第221号
令和４年３月16日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく申出の取扱い要領の解釈及び運用基準について（通達乙）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第29条に定められた公安委員会に対する申出制度については、高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年公安委員会規則第９号）に基づき、「銃砲刀剣類所持等取締法に基づく申出の取扱い要領の制定について（通達甲）」（平成28年３月18日生企発第295号）及び「銃砲刀剣類所持等取締法に基づく申出の取扱い要領の解釈及び運用基準について（通達乙）」（平成31年３月27日生企発第201号。以下「旧通達」という。）を定めているところ、法の一部が改正されたことに伴い、クロスボウが含まれる用語（銃砲等）に改めた解釈等については下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達乙の実施をもって、旧通達は廃止する。

記

１　法第29条第１項関係

(1)　同居する者

法第29条第１項中「同居する者」とは、同一の住居で日常生活を共にしている者で親族には限られないが、「同居」とは法第５条第５項の「同居の親族」と同じ概念である。

具体的には、同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしていて全くの別世帯とみなされるものは、同居とは認められないが、家計は別でも食事や入浴等は共にしている等共同生活の実態がある場合には同居と認められると考えられる。

(2)　付近に居住する者

法第29条第１項中「付近に居住する者」とは、申出の対象者の近くに居住する者をいい、その範囲は社会通念により判断される。

(3)　勤務先が同じである者

法第29条第１項中「勤務先が同じである者」とは、通常勤務している場所が同じである者をいう。ただし、申出制度の趣旨が自らの「身近」に銃砲等又は刀剣類の所持者がいることに係る不安感の解消等にあることに鑑みれば、例えば、同一の建物内にある別会社に勤務している場合や同一の会社法人であるが支店が異なる場合は「勤務先が同じ」には当たらないと

考えられる。

(4)　他人の生命、身体、財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺のおそれがあると思料する

法第29条第１項中「他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると思料する」とは、銃砲等又は刀剣類を所持させることが他人の生命、身体、財産や公共の安全に対する脅威を与えること又は自殺のおそれがあると思われる事情があれば足り、欠格事由に該当することについて、客観的・合理的な根拠があることまでは要しない。

(5)　申出の対象者

申出は、許可を受けて銃砲等又は刀剣類を所持する者に係るものに限られず、例えば、指定射撃場の設置者又は管理者など、許可を受けずに銃砲等又は刀剣類を所持する者に係るものも含まれる。

(6)　申出の取扱い

申出とは、進んで申し出る行為を意味する。したがって、例えば、警察が調査をした際に聴取した不適格者に関する情報のすべてが法第29条の規定による申出に該当することにはならない。

調査の際に聴取した情報については、情報が提供された際の経緯に着目し、積極的に情報が提供された場合には、その他の要件を満たせば申出に該当すると認められる。

また、そうでない場合でも、住民から申出として処理をしてほしいとの意思があるか否かにより、判断することとする。

２　法第29条第２項関係

(1)　必要な調査

法第29条第２項の「必要な調査」とは、申出の内容により異なるが、例示としては、

○　申出を行った者から、申出の詳細な内容等を聴取すること

○　申出の対象となった者の粗暴な言動が問題となっている場合に、近隣住民や、必要に応じて家族から平素の振る舞いについて聞き取り調査を行うこと（法第13条の２）

○　申出の対象となった者がアルコール中毒者の疑いがある場合に、病院への照会を行うこと（法第13条の２）

○　申出の対象となった者が自殺をするおそれがある場合に、必要に応じて本人に病院への通院の有無等を報告させること（法第12条の３）

等が考えられる。

(2)　適当な措置

法第29条第２項に「適当な措置」とは、申出の調査の結果により異なるが、例示としては

○　実包等を保管委託するよう行政指導を行うこと

○　許可に条件を付すこと（法第４条第２項）

○　危害予防上必要な措置をとるよう指示すること（法第10条の９）

○　立入調査を行うこと（法第10条の６第２項）

○　銃砲刀剣類の提出を命じ、これを保管すること（法第13条の３第１項）

等が考えられる。

３　申出者に対する通知関係

公安委員会から申出者に対する回答は義務付けられているものではないが、申出者に対して調査の結果を通知することが適当な場合もあり得ると考えられるため、その可否の決定は、個別具体の事例に則し、申出の対象者や調査に協力した者等の信用、名誉、プライバシー等への配慮の必要性及び通知した場合の影響等を総合的に勘案して決定する必要がある。